

広島県収用委員会公印管理規程を次のように定める。

令和八年二月一日

広島県収用委員会会長 野曾原 悅子

広島県収用委員会告示第一号

広島県収用委員会公印管理規程

（趣旨）

第一条 広島県収用委員会（以下「収用委員会」という。）における公印（広島県収用委員会運営規則（昭和三十年収用委員会規則第一号）第十二条に掲げるもの。以下同じ。）の管理等に関しては、この規程の定めるところによる。

（公印の登録）

第二条 公印の状況を明確にするため、公印は、すべて公印台帳に登録するものとする。

2 土木建築総務課法務監理担当監（以下「法務監理担当監」という。）は、別記様式第一号による公印台帳を備え、次に掲げる事項を登録しなければならない。

- 一 公印の用途、寸法及び印材
- 二 使用開始年月日
- 三 印影
- 四 その他公印の状況を把握するため必要な事項

（公印の新調及び改刻）

第三条 公印を新調し、又は改刻する必要があるときは、法務監理担当監は、あらかじめ、当該新調し、又は改刻しようとする公印のひな形、寸法等について、収用委員会会長の承認を受けなければならない。

2 公印を新調し、又は改刻したときは、直ちに当該公印を公印台帳に登録しなければならない。

（公印の廃止）

第四条 公印を廃止するときは、法務監理担当監は、あらかじめ、収用委員会会長の承認を受けなければならない。

2 公印を廃止したときは、直ちに、当該廃止した公印について、登録を抹消しなければならない。

（公印の保管）

第五条 公印は、押印等の必要がある場合を除き、常に堅ろうな容器に納め、厳重に

保管しなければならない。

2 公印の保管については、法務監理担当監が、その責に任ずるものとする。

(公印の持ち出し)

第六条 公印は、所定の保管場所以外の場所に持ち出してはならない。ただし、法務監理担当監の承認を受けたときは、この限りでない。

(公印の事故)

第七条 法務監理担当監は、公印の盗難、紛失又は偽造等の事故を発見したときは、直ちに別記様式第二号による報告書を収用委員会会長に提出しなければならない。

2 収用委員会会長は、前項の報告により、事故の事実を確認したときは、直ちに、当該公印の失効を告示するものとする。

(公印の処分)

第八条 公印を改刻し、又は廃止したことにより不要となつた公印は、滅失、盗難等の場合を除き、法務監理担当監において、速やかに、印刻文字の切除、焼却等盗用のおそれのない方法により廃棄しなければならない。

(公印の使用)

第九条 文書に公印を押印するときは、その押印しようとする文書を法務監理担当監（法務監理担当監が定める者を含む。以下本条及び次条において同じ。）に提示し、審査を受けなければならない。

2 法務監理担当監は、前項の審査において、適正と認めたときは、公印を使用させるものとする。
3 法務監理担当監は、前項及び次条の公印の使用について、別記様式第三号による公印使用簿によつて管理するものとする。
4 公印は、執務時間内に使用するものとする。ただし、緊急やむを得ない理由により、あらかじめ法務監理担当監の承認を得たものについては、この限りでない。

(公印の刷り込み)

第十条 公印は、これを押印することにより著しく事務に支障を來すと認められる文書に限り、刷り込むことができる。

2 公印を刷り込もうとするときは、法務監理担当監による審査を受けなければならぬ。
3 公印の刷り込みをした文書は、法務監理担当監において厳重に保管し、別記様式第四号による公印刷り込み文書受払簿により、常にその受払状況を明らかにしてお

かなければならぬ。

- 4 公印の刷り込みをした文書を汚損若しくは破損し、又は様式の変更その他の理由で不要となつた場合は、法務監理担当監は、その汚損若しくは破損した公印の刷り込みをした文書又は不要となつた際現に残存する公印の刷り込みをした文書を速やかに破棄し、又はその印影を消さなければならぬ。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規程の施行の際現に使用している公印は、この規程による手続を経た公印とみなす。

別記様式第1号 (第2条関係)

新 調	公印名	印影	
	用 途		
	寸 法 方 ミリメートル		印 材
	使用開始年月日		年 月 日
	廢止年月日		年 月 日
	備 考		
改 刻	公印名	印影	
	用 途		
	寸 法 方 ミリメートル		印 材
	使用開始年月日		年 月 日
	廢止年月日		年 月 日
	備 考		
改 刻	公印名	印影	
	用 途		
	寸 法 方 ミリメートル		印 材
	使用開始年月日		年 月 日
	廢止年月日		年 月 日
	備 考		

公印台帳

広島県収用委員会

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第2号（第7条関係）

公印事故報告書

年 月 日

広島県収用委員会会長様

広島県土木建築局土木建築総務課法務監理担当監

公印の事故について、下記のとおり報告します。

- 1 公印名
- 2 事故年月日
- 3 事故の内容

注 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

別記様式第3号（第9条関係）

広島県収用委員会 公印使用簿

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする

別記様式第4号（第10条関係）

広島県収用委員会 公印刷り込み文書受払簿

公印刷り込み文書の名称

注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。